第十五条第一号	法第百六十八条第一項第二号	法第百八十三条において準用する法第百六十八条第一項第二号
第十五条第三号	法第百五十九条第一項	法第百八十三条において準用する法第百五十九条第一項
第十五条第三号	法第八十一条第二項及び第三項並びに第八十二条	法第百八十三条において準用する法第八十一条第二項及び第三項並びに第八十二条
第十五条第三号	法第百五十九条第二項	法第百八十三条において準用する法第百五十九条第二項
第十五条第三号	法第百六十条第一項	法第百八十三条において準用する法第百六十条第一項
第十五条第三号	第八十条第一項	法第百八十三条において準用する第八十条第一項
第十五条第三号	法第百六十条第二項	法第百八十三条において準用する法第百六十条第二項

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○厚生労働省告示第二百三十九号

健康保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組（平成二十八年厚生労働省告示第百八十一号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年六月五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の三第一項の規定により厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組は、次に掲げるものとする。 一～三　（略） 四　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二十条の規定に基づき行われる特定健康診査（同条ただし書の規定により、加入者が特定健康診査に相当する診査を受け、その結果の記録の写しの提供を受けたときにおける当該診査及び同法第二十六条第二項の規定による特定健康診査に関する記録の送付を受けたときにおける当該特定健康診査を含む。）又は同法第二十四条の規定に基づき行われる特定保健指導 五　（略）	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十七の三第一項の規定により厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組は、次に掲げるものとする。 一～三　（略） 四　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第二十条の規定に基づき行われる特定健康診査（同条ただし書の規定により、加入者が特定健康診査に相当する健康診査を受け、その結果を証明する書面の提出を受けたときにおける当該健康診査及び同法第二十六条第二項の規定による特定健康診査に関する記録の送付を受けたときにおける当該特定健康診査を含む。）又は同法第二十四条の規定に基づき行われる特定保健指導 五　（略）

○北海道開発局告示第四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月五日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道余市郡余市町大川町十二丁目三番一から同町大川町十二丁目一六番一まで	前	四四・七九～五九・一六メートル	○・○六一キロメートル
	後	二一・七○～二一・八七メートル	○・○六一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部